

事 務 連 絡

平成24年4月5日

社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省

消費・安全局畜水産安全管理課長

北朝鮮との全面輸出入禁止措置等の継続について

このことについて、平成18年10月14日より北朝鮮からの輸入禁止等の措置を、平成21年6月18日より北朝鮮への輸出禁止等の措置を実施しているところですが、平成24年4月3日の閣議決定により、別紙のとおり引き続き、北朝鮮とのすべての貨物の輸出入禁止等の措置が、平成25年4月13日まで延長されます。つきましては、貴会会員に周知方、よろしく願いいたします。



23国際第1276号  
平成24年4月3日

消費・安全局長 殿

大臣官房総括審議官（国際）

### 北朝鮮との全面輸出入禁止措置等の継続について

平成18年10月14日より北朝鮮からの輸入禁止等の措置を、平成21年6月18日より北朝鮮への輸出の禁止等の措置を実施しているところですが、本日（4月3日）の閣議決定により、北朝鮮とのすべての貨物の輸出入禁止等の措置が平成25年4月13日まで延長されます。

つきましては、下記の事項に十分御留意いただきますよう、貴局庁関係団体及び団体傘下企業等に周知のほど、お願いいたします。

なお、農林水産省としては、この輸出入禁止措置の適切な実施に資するよう、大臣官房国際部国際経済課貿易関税等チーム貿易企画班（電話：03-6744-1501）において、関係業者等からの問い合わせに応ずることとしておりますので、併せて御周知ください。

#### 1 輸出入禁止措置

- (1) 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、輸出を禁止。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について、輸入を禁止。

#### 2 輸出入禁止措置に関連する措置

- (1) 北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃貸又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を禁止。
- (2) 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払を禁止。

経済産業省ホームページのサイト\*にも措置について掲載される予定ですので、そちらも参照ください。

※URL：[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/kitachosen.htm](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/kitachosen.htm)